

平成十九年法律第六十七号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第四条—第六条）
第三章 再編関連振興特別地域に係る措置（第七条）	第四章 駐留軍等再編関連振興特別地域の指定（第八条）
第一節 再編関連振興特別地域の指定（第七条）	第二節 再編関連振興特別地域整備計画（第八条）
第二節 駐留軍等労働者に係る措置（第十六条）	第三節 事業の実施等（第十一条—第十三条）
第五章 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）	第四節 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）
附則	附則
第一章 総則	
(目的)	

**第一条** この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もつて駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあ

るアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会に

おいて承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更(当該

変更が航空機(回転翼航空機を除く)を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあ

っては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変

更を含む)」をいう。

三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。)第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これらの設置又

は設定が予定されている地域又は水域を含む)」をいう。

(基本理念等)

四 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる

措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配

慮されなければならない。

五 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに關係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上

に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られる

よう配慮されなければならない。

六 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

七 第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置(再編関連特定防衛施設の指定)

八 第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安

定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

三 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

四 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

**第五条** 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うこと

が当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

二 前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

**第六条** 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(第三章 再編関連振興特別地域に係る措置)

**第一節 再編関連振興特別地域の指定**

**第七条** 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編

関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る)からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振

興特別地域として指定することができる。

一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして

政令で定める場合に該当し、又は該当する見込まれること。

二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設に

おける駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

三 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村そ

の他関係する市町村の長の意見を聴かなければならぬ。

四 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

五 前項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

(第二節 再編関連振興特別地域整備計画)

(再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更)

**第八条** 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画(以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。)の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

- 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。
- (再編関連振興特別地域整備計画の内容等)
- 第九条** 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本の方針に関する事項
  - 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
  - 三 産業の振興に関する事項
  - 四 生活環境の整備に関する事項
- 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第二条第一項の施設及び区域内に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項
- 2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 第三節 事業の実施等**
- (事業の実施)
- 第十条** 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
- (国の負担又は補助の割合の特例等)
- 第十二条** 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。
- 2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
- (地方債についての配慮)
- 第十三条** 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けよう特別の配慮をするものとする。
- (財政上及び金融上の措置)

- 3 防衛大臣等再編関連振興会議（駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等）
- 第十四条** 防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 再編関連振興特別地域に關し、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 二 再編関連振興特別地域整備計画に關し、第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要な事項を調査審議すること。
- （会議の組織等）
- 第十五条** 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもつて組織する。
- 1 議長は、防衛大臣をもつて充てる。
  - 2 議長は、会議の議事を整理する。
  - 3 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 4 総務大臣
  - 5 外務大臣
  - 6 財務大臣
  - 7 文部科学大臣
  - 8 厚生労働大臣
  - 9 農林水産大臣
  - 10 経済産業大臣
  - 11 國土交通大臣
  - 12 環境大臣
  - 13 國土交通大臣
  - 14 環境大臣
  - 15 國土交通大臣
  - 16 環境大臣
  - 17 國土交通大臣
  - 18 環境大臣
  - 19 國土交通大臣
  - 20 環境大臣
  - 21 國土交通大臣
  - 22 環境大臣
  - 23 國土交通大臣
  - 24 環境大臣
  - 25 國土交通大臣
  - 26 環境大臣
  - 27 國土交通大臣
  - 28 環境大臣
  - 29 國土交通大臣
  - 30 環境大臣
  - 31 國土交通大臣
  - 32 環境大臣
  - 33 國土交通大臣
  - 34 環境大臣
  - 35 國土交通大臣
  - 36 環境大臣
  - 37 國土交通大臣
  - 38 環境大臣
  - 39 國土交通大臣
  - 40 環境大臣
  - 41 國土交通大臣
  - 42 環境大臣
  - 43 國土交通大臣
  - 44 環境大臣
  - 45 國土交通大臣
  - 46 環境大臣
  - 47 國土交通大臣
  - 48 環境大臣
  - 49 國土交通大臣
  - 50 環境大臣
  - 51 國土交通大臣
  - 52 環境大臣
  - 53 國土交通大臣
  - 54 環境大臣
  - 55 國土交通大臣
  - 56 環境大臣
  - 57 國土交通大臣
  - 58 環境大臣
  - 59 國土交通大臣
  - 60 環境大臣
  - 61 國土交通大臣
  - 62 環境大臣
  - 63 國土交通大臣
  - 64 環境大臣
  - 65 國土交通大臣
  - 66 環境大臣
  - 67 國土交通大臣
  - 68 環境大臣
  - 69 國土交通大臣
  - 70 環境大臣
  - 71 國土交通大臣
  - 72 環境大臣
  - 73 國土交通大臣
  - 74 環境大臣
  - 75 國土交通大臣
  - 76 環境大臣
  - 77 國土交通大臣
  - 78 環境大臣
  - 79 國土交通大臣
  - 80 環境大臣
  - 81 國土交通大臣
  - 82 環境大臣
  - 83 國土交通大臣
  - 84 環境大臣
  - 85 國土交通大臣
  - 86 環境大臣
  - 87 國土交通大臣
  - 88 環境大臣
  - 89 國土交通大臣
  - 90 環境大臣
  - 91 國土交通大臣
  - 92 環境大臣
  - 93 國土交通大臣
  - 94 環境大臣
  - 95 國土交通大臣
  - 96 環境大臣
  - 97 國土交通大臣
  - 98 環境大臣
  - 99 國土交通大臣
  - 100 環境大臣
  - 101 國土交通大臣
  - 102 環境大臣
  - 103 國土交通大臣
  - 104 環境大臣
  - 105 國土交通大臣
  - 106 環境大臣
  - 107 國土交通大臣
  - 108 環境大臣
  - 109 國土交通大臣
  - 110 環境大臣
  - 111 國土交通大臣
  - 112 環境大臣
  - 113 國土交通大臣
  - 114 環境大臣
  - 115 國土交通大臣
  - 116 環境大臣
  - 117 國土交通大臣
  - 118 環境大臣
  - 119 國土交通大臣
  - 120 環境大臣
  - 121 國土交通大臣
  - 122 環境大臣
  - 123 國土交通大臣
  - 124 環境大臣
  - 125 國土交通大臣
  - 126 環境大臣
  - 127 國土交通大臣
  - 128 環境大臣
  - 129 國土交通大臣
  - 130 環境大臣
  - 131 國土交通大臣
  - 132 環境大臣
  - 133 國土交通大臣
  - 134 環境大臣
  - 135 國土交通大臣
  - 136 環境大臣
  - 137 國土交通大臣
  - 138 環境大臣
  - 139 國土交通大臣
  - 140 環境大臣
  - 141 國土交通大臣
  - 142 環境大臣
  - 143 國土交通大臣
  - 144 環境大臣
  - 145 國土交通大臣
  - 146 環境大臣
  - 147 國土交通大臣
  - 148 環境大臣
  - 149 國土交通大臣
  - 150 環境大臣
  - 151 國土交通大臣
  - 152 環境大臣
  - 153 國土交通大臣
  - 154 環境大臣
  - 155 國土交通大臣
  - 156 環境大臣
  - 157 國土交通大臣
  - 158 環境大臣
  - 159 國土交通大臣
  - 160 環境大臣
  - 161 國土交通大臣
  - 162 環境大臣
  - 163 國土交通大臣
  - 164 環境大臣
  - 165 國土交通大臣
  - 166 環境大臣
  - 167 國土交通大臣
  - 168 環境大臣
  - 169 國土交通大臣
  - 170 環境大臣
  - 171 國土交通大臣
  - 172 環境大臣
  - 173 國土交通大臣
  - 174 環境大臣
  - 175 國土交通大臣
  - 176 環境大臣
  - 177 國土交通大臣
  - 178 環境大臣
  - 179 國土交通大臣
  - 180 環境大臣
  - 181 國土交通大臣
  - 182 環境大臣
  - 183 國土交通大臣
  - 184 環境大臣
  - 185 國土交通大臣
  - 186 環境大臣
  - 187 國土交通大臣
  - 188 環境大臣
  - 189 國土交通大臣
  - 190 環境大臣
  - 191 國土交通大臣
  - 192 環境大臣
  - 193 國土交通大臣
  - 194 環境大臣
  - 195 國土交通大臣
  - 196 環境大臣
  - 197 國土交通大臣
  - 198 環境大臣
  - 199 國土交通大臣
  - 200 環境大臣
  - 201 國土交通大臣
  - 202 環境大臣
  - 203 國土交通大臣
  - 204 環境大臣
  - 205 國土交通大臣
  - 206 環境大臣
  - 207 國土交通大臣
  - 208 環境大臣
  - 209 國土交通大臣
  - 210 環境大臣
  - 211 國土交通大臣
  - 212 環境大臣
  - 213 國土交通大臣
  - 214 環境大臣
  - 215 國土交通大臣
  - 216 環境大臣
  - 217 國土交通大臣
  - 218 環境大臣
  - 219 國土交通大臣
  - 220 環境大臣
  - 221 國土交通大臣
  - 222 環境大臣
  - 223 國土交通大臣
  - 224 環境大臣
  - 225 國土交通大臣
  - 226 環境大臣
  - 227 國土交通大臣
  - 228 環境大臣
  - 229 國土交通大臣
  - 230 環境大臣
  - 231 國土交通大臣
  - 232 環境大臣
  - 233 國土交通大臣
  - 234 環境大臣
  - 235 國土交通大臣
  - 236 環境大臣
  - 237 國土交通大臣
  - 238 環境大臣
  - 239 國土交通大臣
  - 240 環境大臣
  - 241 國土交通大臣
  - 242 環境大臣
  - 243 國土交通大臣
  - 244 環境大臣
  - 245 國土交通大臣
  - 246 環境大臣
  - 247 國土交通大臣
  - 248 環境大臣
  - 249 國土交通大臣
  - 250 環境大臣
  - 251 國土交通大臣
  - 252 環境大臣
  - 253 國土交通大臣
  - 254 環境大臣
  - 255 國土交通大臣
  - 256 環境大臣
  - 257 國土交通大臣
  - 258 環境大臣
  - 259 國土交通大臣
  - 260 環境大臣
  - 261 國土交通大臣
  - 262 環境大臣
  - 263 國土交通大臣
  - 264 環境大臣
  - 265 國土交通大臣
  - 266 環境大臣
  - 267 國土交通大臣
  - 268 環境大臣
  - 269 國土交通大臣
  - 270 環境大臣
  - 271 國土交通大臣
  - 272 環境大臣
  - 273 國土交通大臣
  - 274 環境大臣
  - 275 國土交通大臣
  - 276 環境大臣
  - 277 國土交通大臣
  - 278 環境大臣
  - 279 國土交通大臣
  - 280 環境大臣
  - 281 國土交通大臣
  - 282 環境大臣
  - 283 國土交通大臣
  - 284 環境大臣
  - 285 國土交通大臣
  - 286 環境大臣
  - 287 國土交通大臣
  - 288 環境大臣
  - 289 國土交通大臣
  - 290 環境大臣
  - 291 國土交通大臣
  - 292 環境大臣
  - 293 國土交通大臣
  - 294 環境大臣
  - 295 國土交通大臣
  - 296 環境大臣
  - 297 國土交通大臣
  - 298 環境大臣
  - 299 國土交通大臣
  - 300 環境大臣
  - 301 國土交通大臣
  - 302 環境大臣
  - 303 國土交通大臣
  - 304 環境大臣
  - 305 國土交通大臣
  - 306 環境大臣
  - 307 國土交通大臣
  - 308 環境大臣
  - 309 國土交通大臣
  - 310 環境大臣
  - 311 國土交通大臣
  - 312 環境大臣
  - 313 國土交通大臣
  - 314 環境大臣
  - 315 國土交通大臣
  - 316 環境大臣
  - 317 國土交通大臣
  - 318 環境大臣
  - 319 國土交通大臣
  - 320 環境大臣
  - 321 國土交通大臣
  - 322 環境大臣
  - 323 國土交通大臣
  - 324 環境大臣
  - 325 國土交通大臣
  - 326 環境大臣
  - 327 國土交通大臣
  - 328 環境大臣
  - 329 國土交通大臣
  - 330 環境大臣
  - 331 國土交通大臣
  - 332 環境大臣
  - 333 國土交通大臣
  - 334 環境大臣
  - 335 國土交通大臣
  - 336 環境大臣
  - 337 國土交通大臣
  - 338 環境大臣
  - 339 國土交通大臣
  - 340 環境大臣
  - 341 國土交通大臣
  - 342 環境大臣
  - 343 國土交通大臣
  - 344 環境大臣
  - 345 國土交通大臣
  - 346 環境大臣
  - 347 國土交通大臣
  - 348 環境大臣
  - 349 國土交通大臣
  - 350 環境大臣
  - 351 國土交通大臣
  - 352 環境大臣
  - 353 國土交通大臣
  - 354 環境大臣
  - 355 國土交通大臣
  - 356 環境大臣
  - 357 國土交通大臣
  - 358 環境大臣
  - 359 國土交通大臣
  - 360 環境大臣
  - 361 國土交通大臣
  - 362 環境大臣
  - 363 國土交通大臣
  - 364 環境大臣
  - 365 國土交通大臣
  - 366 環境大臣
  - 367 國土交通大臣
  - 368 環境大臣
  - 369 國土交通大臣
  - 370 環境大臣
  - 371 國土交通大臣
  - 372 環境大臣
  - 373 國土交通大臣
  - 374 環境大臣
  - 375 國土交通大臣
  - 376 環境大臣
  - 377 國土交通大臣
  - 378 環境大臣
  - 379 國土交通大臣
  - 380 環境大臣
  - 381 國土交通大臣
  - 382 環境大臣
  - 383 國土交通大臣
  - 384 環境大臣
  - 385 國土交通大臣
  - 386 環境大臣
  - 387 國土交通大臣
  - 388 環境大臣
  - 389 國土交通大臣
  - 390 環境大臣
  - 391 國土交通大臣
  - 392 環境大臣
  - 393 國土交通大臣
  - 394 環境大臣
  - 395 國土交通大臣
  - 396 環境大臣
  - 397 國土交通大臣
  - 398 環境大臣
  - 399 國土交通大臣
  - 400 環境大臣
  - 401 國土交通大臣
  - 402 環境大臣
  - 403 國土交通大臣
  - 404 環境大臣
  - 405 國土交通大臣
  - 406 環境大臣
  - 407 國土交通大臣
  - 408 環境大臣
  - 409 國土交通大臣
  - 410 環境大臣
  - 411 國土交通大臣
  - 412 環境大臣
  - 413 國土交通大臣
  - 414 環境大臣
  - 415 國土交通大臣
  - 416 環境大臣
  - 417 國土交通大臣
  - 418 環境大臣
  - 419 國土交通大臣
  - 420 環境大臣
  - 421 國土交通大臣
  - 422 環境大臣
  - 423 國土交通大臣
  - 424 環境大臣
  - 425 國土交通大臣
  - 426 環境大臣
  - 427 國土交通大臣
  - 428 環境大臣
  - 429 國土交通大臣
  - 430 環境大臣
  - 431 國土交通大臣
  - 432 環境大臣
  - 433 國土交通大臣
  - 434 環境大臣
  - 435 國土交通大臣
  - 436 環境大臣
  - 437 國土交通大臣
  - 438 環境大臣
  - 439 國土交通大臣
  - 440 環境大臣
  - 441 國土交通大臣
  - 442 環境大臣
  - 443 國土交通大臣
  - 444 環境大臣
  - 445 國土交通大臣
  - 446 環境大臣
  - 447 國土交通大臣
  - 448 環境大臣
  - 449 國土交通大臣
  - 450 環境大臣
  - 451 國土交通大臣
  - 452 環境大臣
  - 453 國土交通大臣
  - 454 環境大臣
  - 455 國土交通大臣
  - 456 環境大臣
  - 457 國土交通大臣
  - 458 環境大臣
  - 459 國土交通大臣
  - 460 環境大臣
  - 461 國土交通大臣
  - 462 環境大臣
  - 463 國土交通大臣
  - 464 環境大臣
  - 465 國土交通大臣
  - 466 環境大臣
  - 467 國土交通大臣
  - 468 環境大臣
  - 469 國土交通大臣
  - 470 環境大臣
  - 471 國土交通大臣
  - 472 環境大臣
  - 473 國土交通大臣
  - 474 環境大臣
  - 475 國土交通大臣
  - 476 環境大臣
  - 477 國土交通大臣
  - 478 環境大臣
  - 479 國土交通大臣
  - 480 環境大臣
  - 481 國土交通大臣
  - 482 環境大臣
  - 483 國土交通大臣
  - 484 環境大臣
  - 485 國土交通大臣
  - 486 環境大臣
  - 487 國土交通大臣
  - 488 環境大臣
  - 489 國土交通大臣
  - 490 環境大臣
  - 491 國土交通大臣
  - 492 環境大臣
  - 493 國土交通大臣
  - 494 環境大臣
  - 495 國土交通大臣
  - 496 環境大臣
  - 497 國土交通大臣
  - 498 環境大臣
  - 499 國土交通大臣
  - 500 環境大臣
  - 501 國土交通大臣
  - 502 環境大臣
  - 503 國土交通大臣
  - 504 環境大臣
  - 505 國土交通大臣
  - 506 環境大臣
  - 507 國土交通大臣
  - 508 環境大臣
  - 509 國土交通大臣
  - 510 環境大臣
  - 511 國土交通大臣
  - 512 環境大臣
  - 513 國土交通大臣
  - 514 環境大臣
  - 515 國土交通大臣
  - 516 環境大臣
  - 517 國土交通大臣
  - 518 環境大臣
  - 519 國土交通大臣
  - 520 環境大臣
  - 521 國土交通大臣
  - 522 環境大臣
  - 523 國土交通大臣
  - 524 環境大臣
  - 525 國土交通大臣
  - 526 環境大臣
  - 527 國土交通大臣
  - 528 環境大臣
  - 529 國土交通大臣
  - 530 環境大臣
  - 531 國土交通大臣
  - 532 環境大臣
  - 533 國土交通大臣
  - 534 環境大臣
  - 535 國土交通大臣
  - 536 環境大臣
  - 537 國土交通大臣
  - 538 環境大臣
  - 539 國土交通大臣
  - 540 環境大臣
  - 541 國土交通大臣
  - 542 環境大臣
  - 543 國土交通大臣
  - 544 環境大臣
  - 545 國土交通大臣
  - 546 環境大臣
  - 547 國土交通大臣
  - 548 環境大臣
  - 549 國土交通大臣
  - 550 環境大臣
  - 551 國土交通大臣
  - 552 環境大臣
  - 553 國土交通大臣
  - 554 環境大臣
  - 555 國土交通大臣
  - 556 環境大臣
  - 557 國土交通大臣
  - 558 環境大臣
  - 559 國土交通大臣
  - 560 環境大臣
  - 561 國土交通大臣
  - 562 環境大臣
  - 563 國土交通大臣
  - 564 環境大臣
  - 565 國土交通大臣
  - 566 環境大臣
  - 567 國土交通大臣
  - 568 環境大臣
  - 569 國土交通大臣
  - 570 環境大臣
  - 571 國土交通大臣
  - 572 環境大臣
  - 573 國土交通大臣
  - 574 環境大臣
  - 575 國土交通大臣
  - 576 環境大臣
  - 577 國土交通大臣
  - 578 環境大臣
  - 579 國土交通大臣
  - 580 環境大臣
  - 581 國土交通大臣
  - 582 環境大臣
  - 583 國土交通大臣
  - 584 環境大臣
  - 585 國土交通大臣
  - 586 環境大臣
  - 587 國土交通大臣
  - 588 環境大臣
  - 589 國土交通大臣
  - 590 環境大臣
  - 591 國土交通大臣
  - 592 環境大臣
  - 593 國土交通大臣
  - 594 環境大臣
  - 595 國土交通大臣
  - 596 環境大臣
  - 597 國土交通大臣
  - 598 環境大臣
  - 599 國土交通大臣
  - 600 環境大臣
  - 601 國土交通大臣
  - 602 環境大臣
  - 603 國土交通大臣
  - 604 環境大臣
  - 605 國土交通大臣
  - 606 環境大臣
  - 607 國土交通大臣
  - 608 環境大臣
  - 609 國土交通大臣
  - 610 環境大臣
  - 611 國土交通大臣
  - 612 環境大臣
  - 613 國土交通大臣
  - 614 環境大臣
  - 615 國土交通大臣
  - 616 環境大臣
  - 617 國土交通大臣
  - 618 環境大臣
  - 619 國土交通大臣
  - 620 環境大臣
  - 621 國土交通大臣
  - 622 環境大臣
  - 623 國土交通大臣
  - 624 環境大臣
  - 625 國土交通大臣
  - 626 環境大臣
  - 627 國土交通大臣
  - 628 環境大臣
  - 629 國土交通大臣
  - 630 環境大臣
  - 631 國土交通大臣
  - 632 環境大臣
  - 633 國土交通大臣
  - 634 環境大臣
  - 635 國土交通大臣
  - 636 環境大臣
  - 637 國土交通大臣
  - 638 環境大臣
  - 639 國土交通大臣
  - 640 環境大臣
  - 641 國土交通大臣
  - 642 環境大臣
  - 643 國土交通大臣
  - 644 環境大臣
  - 645 國土交通大臣
  - 646 環境大臣
  - 647 國土交通大臣
  - 648 環境大臣
  - 649 國土交通大臣
  - 650 環境大臣
  - 651 國土交通大臣
  - 652 環境大臣
  - 653 國土交通大臣
  - 654 環境大臣
  - 655 國土交通大臣
  - 656 環境大臣
  - 657 國土交通大臣
  - 658 環境大臣
  - 659 國土交通大臣
  - 660 環境大臣
  - 661 國土交通大臣
  - 662 環境大臣
  - 663 國土交通大臣
  - 664 環境大臣
  - 665 國土交通大臣
  - 666 環境大臣
  - 667 國土交通大臣
  - 668 環境大臣
  - 669 國土交通大臣
  - 670 環境大臣
  - 671 國土交通大臣
  - 672 環境大臣
  - 673 國土交通大臣
  - 674 環境大臣
  - 675 國土交通大臣
  - 676 環境大臣
  - 677 國土交通大臣
  - 678 環境大臣
  - 679 國土交通大臣
  - 680 環境大臣
  - 681 國土交通大臣
  - 682 環境大臣
  - 683 國土交通大臣
  - 684 環境大臣
  - 685 國土交通大臣
  - 686 環境大臣
  - 687 國土交通大臣
  - 688 環境大臣
  - 689 國土交通大臣
  - 690 環境大臣
  - 691 國土交通大臣
  - 692 環境大臣
  - 693 國土交通大臣
  - 694 環境大臣
  - 695 國土交通大臣
  - 696 環境大臣
  - 697 國土交通大臣
  - 698 環境大臣
  - 699 國土交通大臣
  - 700 環境大臣
  - 701 國土交通大臣
  - 702 環境大臣
  - 703 國土交通大臣
  - 704 環境大臣
  - 705 國土交通大臣
  - 706 環境大臣
  - 707 國土交通大臣
  - 708 環境大臣
  - 709 國土交通大臣
  - 710 環境大臣
  - 711 國土交通大臣
  - 712 環境大臣
  - 713 國土交通大臣
  - 714 環境大臣
  - 715 國土交通大臣
  - 716 環境大臣
  - 717 國土交通大臣
  - 718 環境大臣
  - 719 國土交通大臣
  - 720 環境大臣
  - 721 國土交通大臣
  - 722 環境大臣
  - 723 國土交通大臣
  - 724 環境大臣
  - 725 國土交通大臣
  - 726 環境大臣
  - 727 國土交通大臣
  - 728 環境大臣
  - 729 國土交通大臣
  - 730 環境大臣
  - 731 國土交通大臣
  - 732 環境大臣
  - 733 國土交通大臣
  - 734 環境大臣
  - 735 國土交通大臣
  - 736 環境大臣
  - 737 國土交通大臣
  - 738 環境大臣
  - 739 國土交通大臣
  - 740 環境大臣
  - 741 國土交通大臣
  - 742 環境大臣
  - 743 國土交通大臣
  - 744 環境大臣
  - 745 國土交通大臣
  - 746 環境大臣
  - 747 國土交通大臣
  - 74

3 2 前項の規定にかかるわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成四十四年三月三十一日のいずれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

前二項の規定にかかるわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定す

施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条第一項の表第三十三条第一項の改正規定を除く。）及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(監視に関する経過措置)  
**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(政令への委任)**

3 前二項の規定にかかるらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合においては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り戻される再編交付金を系

で定める

るものについては第六条の規定は第一項に規定する日後もなおその效力を有する。

政府は附則第一条から書き規定で改正規定の施行後相当の時期において一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特別業務の実施状況、社会経済情勢の変化

同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（施行期日） 附 則 平成二十九年五月二十五日法律第五八号

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、二の法律の施行に關する必要な経過措置

第六条 防賊第一歩から育てて、いはむるやのりが、この法律の施行に要する経費を當て政令で定める。

附 則  
(平成二三年三月三一日法律第九号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十三年四月一日から施行する（施行期日）。

第一回  
附則（平成二三年五月一日法律第三九号）抄

(施行期日) 第二〇一〇年五月一日、施行する。第二〇一〇年五月三十一日第一回定期評議會にて可決された。

**第一条** この法律は公布の日から施行する。ただし第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

**第五十条** 前項に規定するもののほか、この法律の施行に半ば必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五十一条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用について  
は、この章の別二三。

は  
な  
お  
従  
前  
の  
例  
に  
よ  
る

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行  
政  
令  
附  
則  
(平成二七年六月二十四日法律第四六号)  
抄

(施行期日) 二〇二〇年三月一日

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 防  
具  
(平成二八年三月一八日施行第四号)  
指

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定、第十三条の文三見三、同二つで二二六七と記す文三見三、第二二六七と記す文三見三、第二二六七と記す文三見三、

の改正規定 同条の次に一条を加える改正規定 第二十六条の次に一条を加える改正規定 第二十七条第一項及び第三十二条の改正規定、第三十三条第六項の改正規定（「短期借入金」の下に

「、外国通貨長期借入金」を加える部分を除く。）、同条第七項及び第八項の改正規定（同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条（駐留軍等の再編の円滑な実

事業の区分		別表（第十一條関係）	
四 道路	二 漁港 改良	一 土地 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一条第二項に規定する土地改良事業	三 港湾 港湾法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一項に規定する土地改良事業
設及び改築	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	十分の五・五 十分の五・五 十分の五・五 十分の五・五
新設及び改築	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、十分の四・五	国の負担又は補助の割合

五 水道	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の三
六 下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第一条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七 義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五